

令和7年度第1回宮城地方最低賃金審議会 議事録

令和7年7月16日（水）午前10時00分
仙台第四合同庁舎2階共用会議室

出席者

公益代表

薄井委員、小幡委員、熊谷委員、桑原委員、柳井委員

労働者代表

阿部（祥大）委員、阿部（徹）委員、泉委員、大宮委員、齋藤委員

使用者代表

飯野委員、猪股委員、後藤委員、高橋委員、桃井委員

補佐 定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第1回宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。報道関係の皆様には円滑な審議運営について、御協力をよろしくお願いします。

宮城地方最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、本年5月15日付けで委員に任命させていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様の出席状況を御報告いたします。

公益代表委員 5名、

労働者代表委員 5名、

使用者代表委員 5名、

以上 15名が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により会議が成立していることを報告いたします。

本日は、令和7年度第1回の審議会であり、委員の皆様及び事務局職員を紹介させていただきます。

賃金室長

賃金室長の堀内と申します。よろしくお願いいたします。

資料番号1の名簿により、各委員を紹介させていただきます。

公益を代表する委員です。

薄井（うすい）委員です。

小幡（おばた）委員です。
熊谷（くまがい）委員です。
桑原（くわはら）委員です。
柳井（やない）委員です。

労働者を代表する委員です。
阿部祥大（あべしょうた）委員です。
阿部徹（あべとおる）委員です。
泉（いずみ）委員です。
大宮（おおみや）委員です。
齋藤（さいとう）委員です。

使用者を代表する委員です。
飯野（いいの）委員です。
猪俣（いのまた）委員です。
後藤（ごとう）委員です。
高橋（たかはし）委員です。
桃井（ももい）委員です。

事務局の紹介をさせていただきます。
松瀬労働局長です。
川越労働基準部長です。
内海賃金室長補佐です。
兼平賃金指導官です。
洞口専門監督官です。
伊藤賃金調査員です。
以上となります、どうぞよろしくお願いいたします。

補佐 議事に入ります前に、労働局長から御挨拶を申し上げます。

局長 委員の皆様には、何かと御多忙の中、宮城地方最低賃金審議会に御参集いただき、ありがとうございます。

現行の宮城県最低賃金は、昨年10月1日に改正・発効し、約9か月経過したところでありますが、この春以降の賃金交渉が行われ、昨年に引き続き高い水準の賃金引上げの動きとなっております。このような状況も踏まえ、今般、最低賃金の改正に係る御審議をお願いすることといたしました。

最低賃金法におきましては、その法律の中で、地域別最低賃金は、

地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金の支払能力を考慮して定めなければならない、というふうになっております。このため御審議にあたりましては、今後、中央最低賃金審議会において答申される見通しの地域別最低賃金額改定の目安を参考にするほかに、地域での実際の賃上げの状況、物価の動向、企業の業況、経済情勢や雇用情勢なども参考にさせていただき、真摯に御審議賜りますようお願い申し上げます。

近年、最低賃金の動向が注目を集めている状況にもございます。委員の皆様には、調査審議に多大な御負担をおかけすることになりますが、よろしくお願いいたします。

補佐 「会長及び会長代理の選出」について、事務局から提案させていただきます。

賃金室長 提案いたします。

最低賃金法第24条第2項により「会長は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」ということになっております。

また、同条第4項により、会長代理につきましても同様となっております。

本審議会におきましては、従来から公益委員の皆様の中で決めていただき、その結果をお諮りするということにしておりましたが、本年度もそのように取り扱ってよろしいか、お諮りします。

委員 (異議なし)

賃金室長 それでは、異議なしということですので、公益委員の皆様で協議いただきました結果についてご報告いたします。

会長に熊谷委員、会長代理に柳井委員ということになりました。御承認をお願いいたします。

委員 (異議なし)

賃金室長 御承認いただきましたので、会長に熊谷委員、会長代理に柳井委員が選出されました。

補佐 それでは、会長、会長代理から御挨拶をいただきたいと存じます。

熊谷会長 ただ今、会長に選出されました熊谷でございます。会長として、公平公正な審議に努める所存ですので、委員の皆様ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

補 佐 次に会長代理からご挨拶をお願いいたします。

柳井会長代理 皆さんこんにちは。ただ今、会長代理に選出されました柳井でございます。会長を補佐して、適切かつ効率的な審議が行われるよう努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

補 佐 会長が選出されましたので、これからの議事進行は会長をお願いいたします。

熊谷会長 議事進行を事務局から引き継ぎます。
それでは議題(1)「宮城県最低賃金の改正の諮問について」、労働局長から諮問をお受けしたいと思います。

局 長

宮労発基 0716 第3号
令和7年7月16日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏 殿

宮 城 労 働 局 長
松瀬 貴裕

宮城県最低賃金の改正について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定によりその例によることとされた同法第10条第1項の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労働基準局最低賃金公示第1号）の改正について、貴会の調査審議をお願いする。

熊谷会長 それでは、事務局で諮問文の写しを配付してください。

熊谷会長 それでは、議題(2)「宮城県最低賃金専門部会の設置について」、事務局から説明をお願いします。

補 佐 最低賃金法第 25 条第 2 項に「最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されておりますので、宮城県最低賃金専門部会を設置していただきたいと存じます。

専門部会には、関係労使から各 3 名の委員候補者の推薦をしていただくため、本日、専門部会委員の推薦公示を行います。推薦期限は 7 月 29 日火曜日とさせていただきます。

熊谷会長 ただ今の説明につきまして、御質問等はございますか。

委 員 (質疑なし)

熊谷会長 それでは、特にないということですので、最低賃金法の規定に基づき宮城県最低賃金の改正について審議を行う専門部会を設置することといたします。

また、専門部会委員の関係労使からの推薦期限の締切りは 7 月 29 日火曜日ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

熊谷会長 つづきまして、議題(3)「関係者からの意見聴取について」、事務局から説明をお願いします。

補 佐 最低賃金法第 25 条第 5 項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と規定されています。この意見聴取につきましても、本日公示を行うこととし、こちらの意見提出の締切りを 7 月 29 日火曜日とさせていただきます。御了承をお願いいたします。

この関係労働者及び関係使用者のことを、これから「参考人」と言うことにしますが、参考人の意見聴取は、以前から委員の皆様の御了解により、審議会の場において意見陳述を行い、参考人は 2 人で 1 人 10 分以内の陳述とすることとし、本年度においても同様に、第 2 回の審議会の場で参考人の意見陳述を行いたいと思いますので、

よろしくお願いいたします。

熊谷会長 ただ今の説明につきまして、御質問等はございますでしょうか。

委 員 （質疑なし）

熊谷会長 ご質問等がないようですので、それでは、関係労使からの意見聴取の締切りは、7月 29 日火曜日と、また、第2回の審議会の場で参考人2人から、1人 10 分以内の陳述とすることということで、よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

熊谷会長 つづきまして、議題(4)「最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

補 佐 最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定されています。

当審議会におきましては、専門部会の審議について、公労使「全会一致」で決議された場合に、このように取り扱ってきたところで、これから設置されます宮城県最低賃金専門部会においても、この適用をお願いしたいと存じます。

熊谷会長 本年度についても最低賃金審議会令第6条第5項を適用するというので、よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

熊谷会長 それでは、本年度についても最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の公労使「全会一致」で決議された場合には、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることといたします。

議題(5)「特定最低賃金改正の審議方法について」、事務局から説明をお願いします。

補 佐 宮城における特定最低賃金は、現在3つの業種に設定されており、昨年度、関係労使から改正の申出があり、審議会へ改正の必要性の有無の諮問をいたしました。

今年3月、3業種の労働団体から、令和7年度も特定最低賃金を改正したいとの意向が表明されており、例年どおりですと、同じ3業種の労働団体から、7月20日前後に「改正の申出書」が提出される可能性があります。

仮に今年度も、「改正の申出書」が提出され、必要性の有無について諮問した場合には、改正の必要性の有無の審議については、他県では特別小委員会を設置して審議している例もみられますが、宮城においては平成10年以降審議の促進を図るということで、特別小委員会を設けなくて、本審の場で御審議いただいていた経過がございます。

今年度も、この場合の改正の必要性の有無の審議は、特別小委員会を設置しないで、従来どおり本審において行う扱いでよろしいでしょうか。

熊谷会長 ただいまの事務局の説明につきまして、何か質問や確認することはありませんでしょうか。

委 員 （質疑なし）

熊谷会長 よろしいでしょうか。それでは、特定最低賃金改正の必要性の有無の審議が必要な場合には、本年度も特別小委員会を設けず、本審の場で行う扱いということでよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

熊谷会長 それでは、特定最低賃金改正の必要性の有無の審議を行う場合には、特別小委員会を設けず、本審の場で行うことといたします。

熊谷会長 その他、事務局から何かありますか。
ございましたら、説明をお願いします。

賃金指導官 それでは、私から資料の説明をさせていただきます。お配りしております資料は資料と参考資料に分かれておりますが、先ず参考資料でございます。資料番号1は今期である第46期の本日現在の最低賃金審議会委員の名簿です。次に資料番号2は宮城地方最低賃金審議会運営規定です。資料番号3は宮城地方最低賃金審議会専門部会の運営規定です。次に資料番号4から7は労働関係などの各団体からの要請書等でございます。各団体の敬称は省略させていただき、日付け、あ

て先及び表題をご紹介します。資料番号4は2025年5月22日付け仙台弁護士会による最低賃金審議会会長あての「最低賃金額の大幅な引上げ及び中小企業への支援策の強化を求める会長声明」でございます。資料番号5は2025年6月2日付け全労連東北地方協議会全労連北海道地方協議会及び宮城県労働組合総連合による労働局長あての「最低賃金の引き上げと中小企業・小規模事業者支援の拡充、及び最低賃金の引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書」でございます。資料番号6は2025年6月22日付け宮城県労働組合総連合による労働局長及び審議会会長あての「2025年度最低賃金審議にあたっての要請書」でございます。資料番号7は2025年6月29日付け宮城全労協による労働局長あての「2025年最低賃金改定に関する要請書」でございます。

続きまして参考資料でございます。参考資料として今春闘に係る労働組合及び経営者団体の広報や経済、政府方針、最低賃金関係の宮城労働局のプレスリリースなどを添付しました。参考資料の1から3は、今年の春闘等の状況となっております。次に参考資料4から7は、今年の経済の状況等となります。次に参考資料8と9は、政府方針の最低賃金関連部分の抜粋となっております。参考資料8は「経済財政運営と改革の基本方針2025」であります。その中でも直接最低賃金に言及している部分は7ページの7行目から「最低賃金については」という文言から、少し下に進み「地域間格差の是正を図る」までの部分が最低賃金に関して特に言及している部分であります。

このうち、「最低賃金については」で始まる段落から「集中的に実施する」という文言までの部分は参考資料9の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂」の3ページにも同じ文言がございます。これらの資料は全国共通のものとして参考資料とさせていただきました。最後の参考資料10は今回の審議会に係るプレスリリースでございます。そのほか委員の皆様に参加図書等をお配りしております。まず、共通のものとしまして、一つは「令和7年度行政運営方針宮城労働局」と題するパンフレットでございます。宮城労働局の行政目標を掲載しております。最低賃金に関しては5ページに記載しておりますので後程ご参照いただければと思います。この中で第3の1、最低賃金、賃金の引き上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援として（1）で事業場内最低賃金の引き上げに取り組む中小・小規模事業者の生産性向上に向けた支援、（2）としまして最低賃金制度の適切な運営が記載されております。

次に2つ目の資料としまして「最低賃金決定要覧 令和7年度版」という冊子をお配りしております。最低賃金制度の概要、令和6年度の最低賃金の改正状況、中央又は都道府県の地域別、特定最低賃金、都道府県の地域別最低賃金一覧、そして資料として関係法令と日本標準産業分類が掲載されております。全国共通の審議会の資料ですので、今後の審議の参考にさせていただければと思います。その他、委員の方のお立場に合わせて参考図書をお配りしております。連合白書については公益、使用者側委員の皆様、経団連発行の経営労働政策特別委員会報告につきましては公益、労働者側委員の皆さんにそれぞれお配りしております。資料のご紹介としては以上になります。

熊谷会長 ただ今の説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

委 員 （質疑なし）

熊谷会長 よろしいでしょうか。宮城地方最低賃金審議会運営規程に関して各委員の皆様には何か御意見等はございますか。

御意見等はないようですので、従前の運営規程のとおりでよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

熊谷会長 それでは、本日の諮問について、次回以降の審議会、あるいは今後設置される専門部会で更に議論を深めていただき充実した審議ができればと思います。

なお、次回の審議は、7月31日（木）午後2時00分から、場所は宮城労働局2階共用会議室で開催しますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の審議会をこれで終了いたします。

（閉 会）